

令和 2(2020)年度

# 外部評価報告書

令和 2(2020)年 10 月



尚絅大学  
尚絅大学短期大学部

SHOKEI

# 目 次

## 内容

I	外部評価委員名簿	3
II	外部評価委員による評価	4
(1)	総評	4
(2)	評価できる点	4
(3)	改善活動への助言、提言	4
III	参考資料	6
	尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程	6

## I 外部評価委員名簿

氏名	職名
小野 友道	熊本機能病院 顧問
市川 聰夫	熊本大学 理事・副学長
河村 邦比児	株式会社 熊本日日新聞社 代表取締役社長
藤井 一恵	熊本県商工観光労働部 部長
那須 高久	熊本県立済々黌高等学校 黨長
遠藤 洋路	熊本市 教育長

## II 外部評価委員による評価

### (1) 総評

今回、令和2（2020）年度尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会を令和2年9月15日（火）に開催し、尚絅大学及び尚絅大学短期大学部（以下、同大学という。）の令和2年度自己点検・評価の結果について点検・評価し、同大学の教育・研究等の質の向上と改善に資する助言及び提言を行ったので、本報告書にその要旨を取り纏めることとした。

今回の外部評価委員会では、主に大学の『令和2（2020）年度自己点検評価書』に記載された基準1「使命・目的等」、基準2「学生」、基準3「教育課程」、基準4「教員・職員」、基準5「経営・管理と財務」、基準6「内部質保証」、基準A「地域連携」、特記事項の8項目について検証し、短期大学部の『令和2（2020）年度自己点検・評価報告書』については大学と重複しない内容について検証を行った。

その結果、尚絅大学・尚絅大学短期大学部においては、毎年行われている『自己点検評価書』、『自己点検・評価報告書』には、事実の説明及び自己評価、改善向上方策等が的確にまとめられており、概ね自己点検・評価は適切に実施されていると判断する。

今後は、外部評価委員会の意見を十分参考にして来年度の事業計画に役立て、業務改善に努めてもらいたい。それにより同大学がさらなる発展をすることを願うものである。

### (2) 評価できる点

- ・基礎セミナーでカリキュラムマップを学生に示しているのは素晴らしい。最初にどのように学修していくのかを示すことで学生達も学びやすくなる。
- ・幼児教育を担う人材育成については現在の短大でも成果を上げていることから、4年制の新学部を設置した際にはぜひ狙い通りの指導を行っていただきたい。
- ・尚絅の長い歴史を踏まえて全般的に良く学生への指導が行き届いている。
- ・多様な入試制度があり、入試問題の作成など全て自前で運営していることが素晴らしい。大変な苦労だと思われるが、自前で入学試験を用意できているという事は、学生について理解できているという事であり、いかに日々学生とコミュニケーションがとれているかという事が分かった。
- ・特別な支援が必要な学生への対応が良い。
- ・成績通知表やGPAを保護者の方に送付していること、キャップ制を導入していること、PROGテストで学生の利点を探す、という取り組みがされているのは良い。
- ・SHOKEI DATABOOKを作成し、内部質保証がしっかりとくなされている。
- ・委員会の議論に学生代表が参加し、学生の意見を授業改善等に取り入れている。
- ・ボランティア活動、公開講座など、地域と密着した活動ができている。
- ・就職率3年連続100%は素晴らしい成果である。
- ・地域連携について熊本県・熊本市ともよく連携できている。

（当日欠席の遠藤熊本市教育長から予め提出していただいた資料「外部評価シート」より）

- ・建学の精神、教育の理念、教育・研究目標など、ホームページにもわかりやすく整理されていて良い。
- ・学長が直接建学の精神などを新入生に伝える授業（基礎セミナー）があるというのはとても良い取り組みである。
- ・現代文化学部の定員充足率が昨年度よりも上昇しており、九品寺キャンパス移転などで更

なる上昇を期待している。

- ・ 三つのポリシーはしっかりと定められ、運用されている。見直しの努力がされている点も評価できる。生活科学部は特に専門職としての出口が明確で良い。
- ・ 設置基準を大幅に上回る専任教員が配置されており、非常に手厚い体制であると思う。
- ・ 教員が相互に授業を参観し合う取り組みは良い。
- ・ 収支バランス改善のために経費削減や授業料値上げなど、痛みを伴う難しい取り組みをされていることに敬意を表する。定員確保による収支の改善という根本的な対策に期待する。
- ・ 各種アンケートなどで丁寧に課題を把握し、改善しようと試みられている。

### (3) 改善活動への助言、提言

- ・ 1年生の頃から就労意識の向上を目的に、さまざまな取組みを行っているが、せっかくやるのであれば、学外の知見を取り入れ、現実の社会に即したものにすると良い。
- ・ 大学院がないため、TA制度については難しいかもしれないが、上級生が下級生に教えるというようなことで似たような効果を期待したい。
- ・ 世間では新型コロナ感染者に対する差別も見受けられるなど、人に対する配慮が欠如する傾向にあることから、この機会に人権に関する講演会や研修会などを実施した方が良い。
- ・ LGBTに関する取組みについて委員会などを作って審議しても良いのではないか。
- ・ 定員割れの問題が依然としてあるため、対策に取り組んでいただきたい。
- ・ 生活科学部所属教員の年齢構成が少し高めである。改善には時間がかかるので早い段階で改善計画に着手した方が良い。
- ・ 副学長がいないため、学長有事の際に誰が学長代行になるかを予め明確に定めた方が良いのではないか。
- ・ 授業改善アンケートをweb実施に変更すると回答率が大きく下がることを留意しておくべきである。
- ・ ハラスメント研修会を1回開催したから対策を講じた、という事にはならない。絶えず意識し行動することが大切である。
- ・ ハラスメント委員として外部の人を入れた方が良い。
- ・ 地域連携について、今までの活動をコロナ禍でどのように続けていくかが大事である。オンライン等情報環境の整備が必要である。

(当日欠席の遠藤熊本市教育長から予め提出していただいた資料「外部評価シート」より)

- ・ 現代文化学部は、例えばもっと外国語を前面に打ち出すなど、学部としての特色がわかりやすくなる工夫があると良いと思う。定員充足率が上昇したとはいえ、まだ十分な水準とは言えない。
- ・ 生活科学部所属教員の年齢構成が課題であり、計画的な人選と採用が必要である。
- ・ 公開講座の参加者が少ないので、SNSでの発信なども検討したらどうか。
- ・ 卒業生の就職先に対するアンケートに記載されている「主体的行動力」と「問題解決能力」は、全ての学校段階で大きな課題であるため、一層の取組みが必要である。

令和2年10月6日

委員長 小野 友道



### **III 参考資料**

#### **尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程**

##### (設置)

第1条 尚絅大学・尚絅大学短期大学部（以下、「本学」という。）に、尚絅大学学則第74条第2項、尚絅大学短期大学部学則第76条第2項及び尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価規程第3条第2項に基づき、尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

##### (目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を行う。

##### (組織)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学外の学識経験者の中から学長・学長補佐会議において候補者を選出し、学長が決定のうえ委嘱する。
- 3 学長は、委員の氏名・所属・職名等を、尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）に通知する。

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が委嘱する。
- 3 委員長は委員会の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

##### (外部評価の実施)

第6条 委員長は、学長と協議のうえ、委員会を招集する。

- 2 委員長は、学長及び本学の教職員を委員会に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 委員会は、第2条に基づき本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、提言を行う。
- 4 事務担当は、前項に定める委員会の意見を外部評価報告書にまとめ、委員会の承認を得なければならない。
- 5 委員会は、外部評価報告書を学長に提出する。
- 6 学長は、外部評価報告書を自己点検・評価委員会、大学・短期大学部評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告した後、公表する。
- 7 学長は、外部評価の結果を次年度の事業計画に反映させるなど業務改善に努める。

##### (委員への謝金及び交通費の支払)

第7条 委員に支払う謝金及び交通費は、非常勤講師・非常勤職員規程に準じる。

(所管)

第8条 委員会の事務の所管は、大学企画室とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、学長の決裁により行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年5月24日から施行する。